地区計画の区域内における行為の届出書

	l E
都市計画法第58条の2第1項の規定に基づき、 (1)土地の区画形質の変更 (2)建築物の建築又は工作物の建設 (3)建築物の用途の変更 (4)建築物等の形態又は意匠の変更 (5)木竹の伐採 記	
1.行為の場所 可児市	
2.行為の着手予定日 令 和 年 月 日	
3.行為の完了予定日 令 和 年 月 日	
4.設計又は施工方法 (1)土地の区画形質の変更 変更の内容 区画の面積	m²
(2) 1.行為の種別 (建築物の建築・工作物の建設) (新築・改築・増築・移転)	111
	⇒ 1.
2. 届出部分届出以外の部分合	計 2
建工 I 敷 地 面 積 築作 設 II 建築又は建設面積	m ²
物物 計 一 元 、 一 元	m ²
	m²
楽設 要 W 建物高さ(地盤面がり) m V 建物用述	
VI 工作物等の構造 門・門柱の高さ m、巾 m、生垣の高さ m (地盤面からの高さ、巾) さく基礎等の高さ m、さくの高さ m	m
VII 建築物等の意匠 屋根の色 外壁の色 その他の色	<u></u> 名,
VⅢ 地盤面の高さ(前面道路の最も高い地点から)※可児駅東地区計画のみ	m
(3)建築物等の 1.変更部分の延べ面積	m²
用途の変更 2.変更前の用途 3.変更後の用途	
(4)建築物の形態又は意匠の変更 変更の内容	
(5)木竹の伐採 伐採面積	m²
備 考 1. 届出者が法人である場合のおいては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏章載すること。 2. 地区計画において定められている内容に照らして、必要な事項について記載する 3. 同一の土地の区域について2以上の種類の行為を行おうとするときは、一の届出記さとができる。	名を記 にと。

※ 連絡先 住 所:

氏 名:

電 話: